

総務大臣への要請

現在、日本では国・地方を挙げて、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための取組を進めている。

また、地方創生元年である本年は、提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた「第5次地方分権一括法」が6月に成立するなど、地方分権がより一層推し進められることとなった。その中で、各圏域の更なる活性化と日本の社会・経済の成長のために我々指定都市が果たすべき役割は、ますます大きくなっている。

暫定的な制度である指定都市制度が抱える課題が顕在化し、大都市のあり方についての議論が高まっている今こそ、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現することが必要である。

そこで、指定都市が能力を十分に発揮することで、日本を牽引するエンジンとなり日本経済の再生と地方創生に寄与することができるよう、総務省におかれては、指定都市市長会の要請を真摯に受け止め、必要となる法整備等に積極的に取り組まれるよう強く要請する。

平成27年7月 日
指定都市市長会

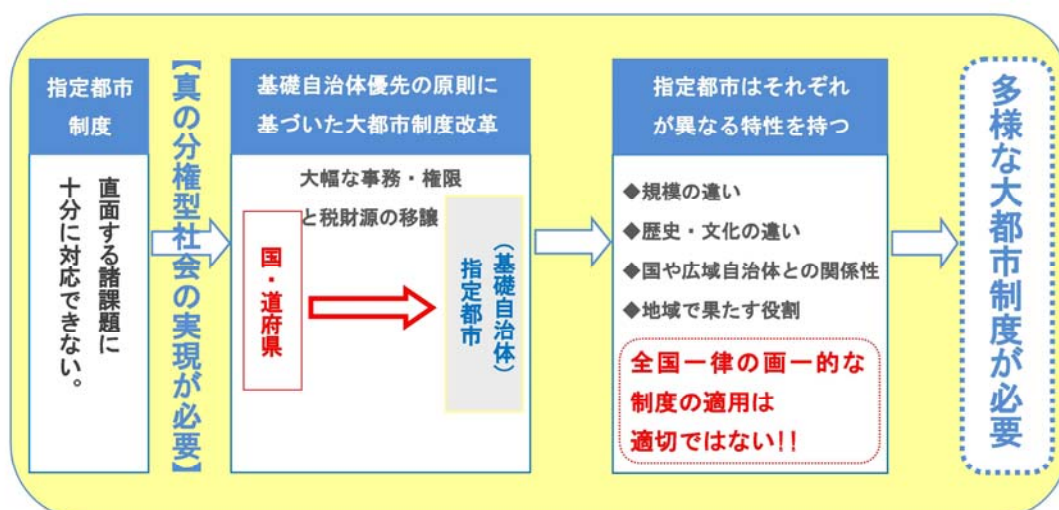
1 更なる地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

また、指定都市市長会の試算では、2013年度から2040年度までの27年で、指定都市20市の生産年齢人口は約4分の3に減少する一方、社会保障費に係る一般会計の負担は約1.4兆円増加し、約2.4倍となり、財政需要は大きく増加する見込みである。こうした中、将来にわたり適切に行政サービスを提供するには、行政の更なる効率化が必要である。

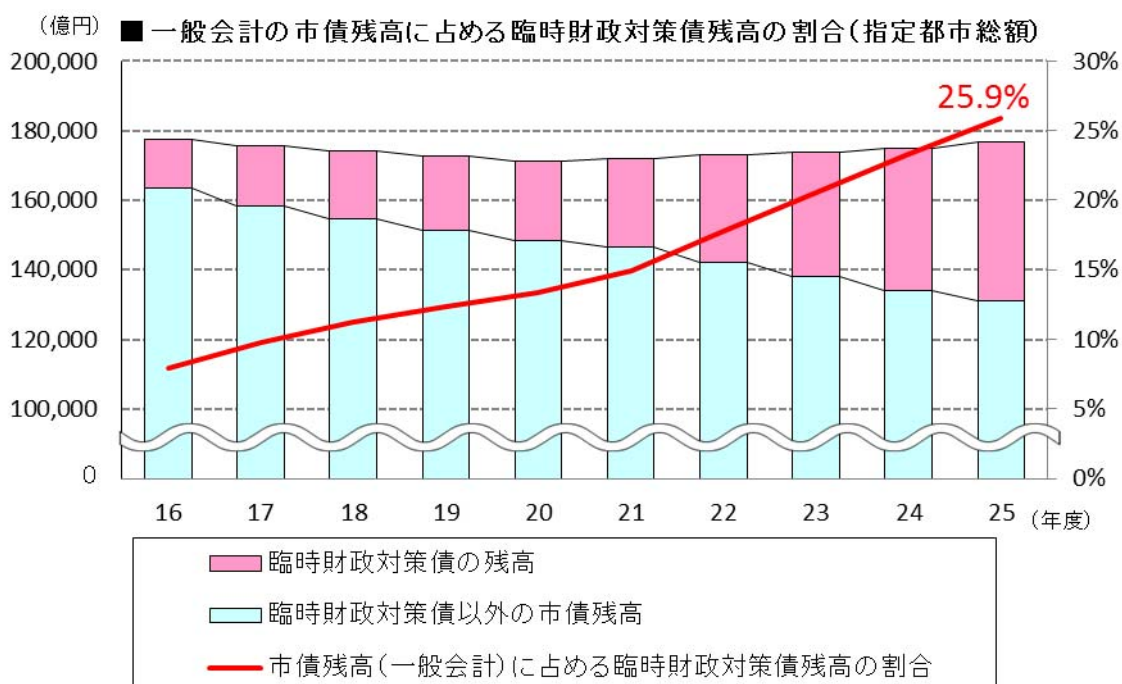
については、

- 基礎自治体優先の原則に基づいて、地域の実情を熟知した基礎自治体がより自主的かつ自立的な行政運営を行うことが可能となるよう、更なる地方分権改革を推進すること。
- 道州制も視野に入れつつ、第30次地方制度調査会答申も踏まえて道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるとともに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。



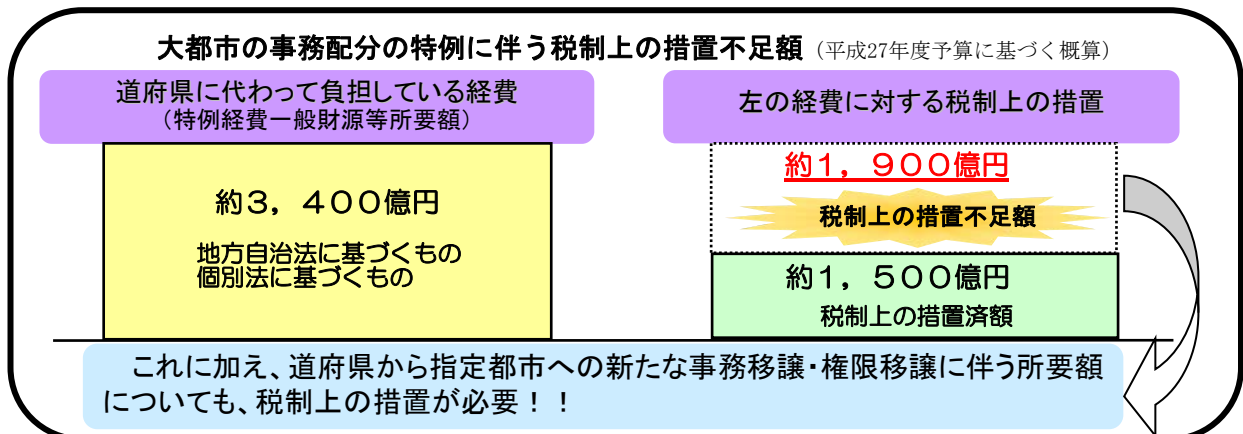
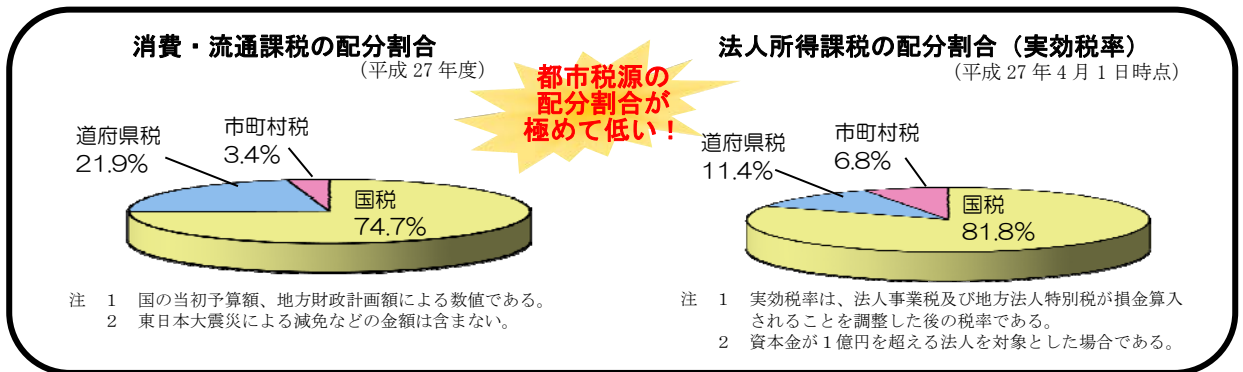
2 地方財政制度の再構築

- 2020 年度の財政健全化目標の達成に当たっては、国の歳出削減を目的とした地方財政の一方的な歳出削減は決して行わないこと。
- 地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな財政需要への対応も含め、必要額を確保すること。
- 国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- 地方交付税は、国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方固有の共有財源であることを国民に対して周知をすること。
- 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。



3 大都市税源の拡充強化

- 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。
- 事務配分の特例により道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに国・道府県から移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 国の施策として、法人実効税率を更に引き下げる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。
- 大都市特例事務のうち国・道府県道の管理分については、自動車取得税交付金を上乘せする特例措置が設けられているが、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税が廃止された場合、特例措置も無くなり、税制上の措置不足額が拡大するため、代替措置を講ずること。



個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

4 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施にかかると個人情報保護対策の徹底

- マイナンバー制度の実施にあたり、個人情報の漏えいなどに対する市民の不安を払拭するため、制度面やシステム面の個人情報保護対策について、万全の措置を講じた上で、これを継続的に見直すとともに、国が十分な説明・広報を行うこと。
- 今後、日本年金機構の情報流出を受けて新たな個人情報保護対策が行われる場合は、国において速やかに関係省庁間で十分な情報共有を図り、地方自治体への早期の情報提供に努めるとともに、技術的な支援も行うこと。
- 個人情報保護対策の徹底に当たっては、地方に新たな経費負担が生じることがないように、引き続き、国の責任において必要な財政措置を講じること。